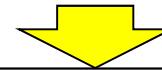


航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(気球の飛行・浮揚)

- 航空法第134条の3の規定により、一定の空域において気球の飛行又は浮揚をする場合には、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為として、国土交通大臣の許可又は通報が必要です。
- これらの許可又は通報に当たっては、関係管制機関との調整を実施するとともに、他の航空機と衝突のおそれがない飛行方法や必要な安全措置を講ずることが必要です。

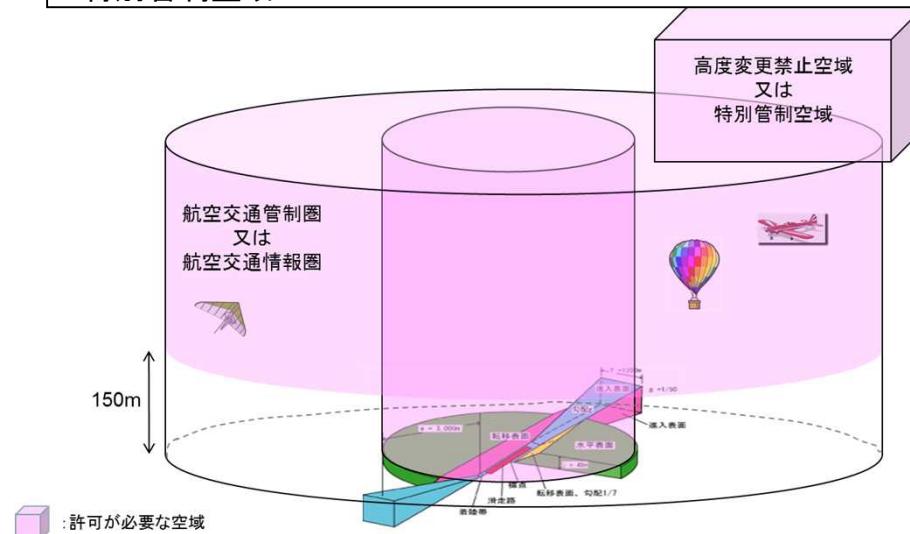
※航空法第134条の3第1項の規定に違反した場合は50万円以下の罰金、同条第2項の規定による通報をせず又は虚偽の通報をした場合は30万円以下の過料の対象となります。

以下の空域における気球の飛行・浮揚は許可が必要

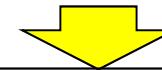


これら空域のほか、緊急用務空域※に指定された空域では、一時的に許可または通報が必要となることがあります。
※消防、救助、警察業務その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域

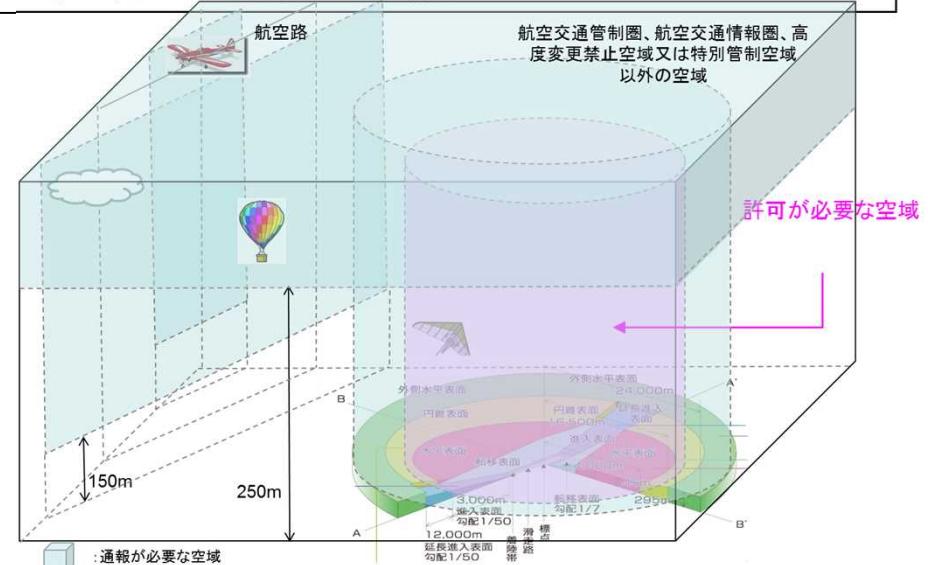
- ・航空交通管制圏
・航空交通情報圏 の空域内であって、
高度変更禁止空域
・特別管制空域
- 進入表面等の上空の空域
又は
高度150m以上の空域



以下の空域における気球の飛行・浮揚は通報が必要



- 航空交通管制圏等以外の空域であって、
- ・進入表面等の上空の空域
 - ・航空路内の高度150m以上の空域
 - ・その他250m以上の空域



気球の飛行等に係る申請又は通報等については、当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする各空港事務所へお問い合わせください。(詳細は次ページ)

航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可・通報等に係る問い合わせ先一覧

※航空法第134条の3第1項ただし書の許可に係る申請、同条第2項の通報に関するお問い合わせは、当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする各空港事務所へご連絡ください。

官署	住所・連絡先	提出先の管轄区域	執務時間
東京空港事務所 (東京FAIB)	<p>〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 【平日・夜間・休日 共通】 ☎:050-3198-2865 FAX:03-5756-1528 e-mail:cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp</p>	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	24時間
関西空港事務所 (関西FAIB)	<p>〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 航空管制運航情報官 【平日9時～17時】 ☎:072-455-1330 FAX:072-455-1329 e-mail:cab-kixjouhou@mlit.go.jp 【夜間・休日】 ☎:050-3198-2870 FAX:072-455-1354 e-mail:cab-kixinfo@mlit.go.jp</p>	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	24時間

参照条文

○ 航空法（昭和27年法律231号）（抄）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第百三十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 （略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～九 （略）

十 第百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

（過料）

第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第百三十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

参照条文

○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二百三十九条の二 法第百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。）に打ちあげること（搜索、救助その他の緊急性がある場合におけるものを除く。）。
 - イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
 - ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
 - ハ 緊急用務空域
- 二 イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
- 三～七 （略）

2 （略）

第二百三十九条の三 法第百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第百三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること（搜索、救助その他の緊急性がある場合におけるものを除く。）。
 - イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
 - ロ 法第三十八条第一項の規程が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
 - ハ 緊急用務空域
- 二 イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域
- 二 木 イからニまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
- 三～六 （略）

2 （略）